

居住誘導区域(案2)

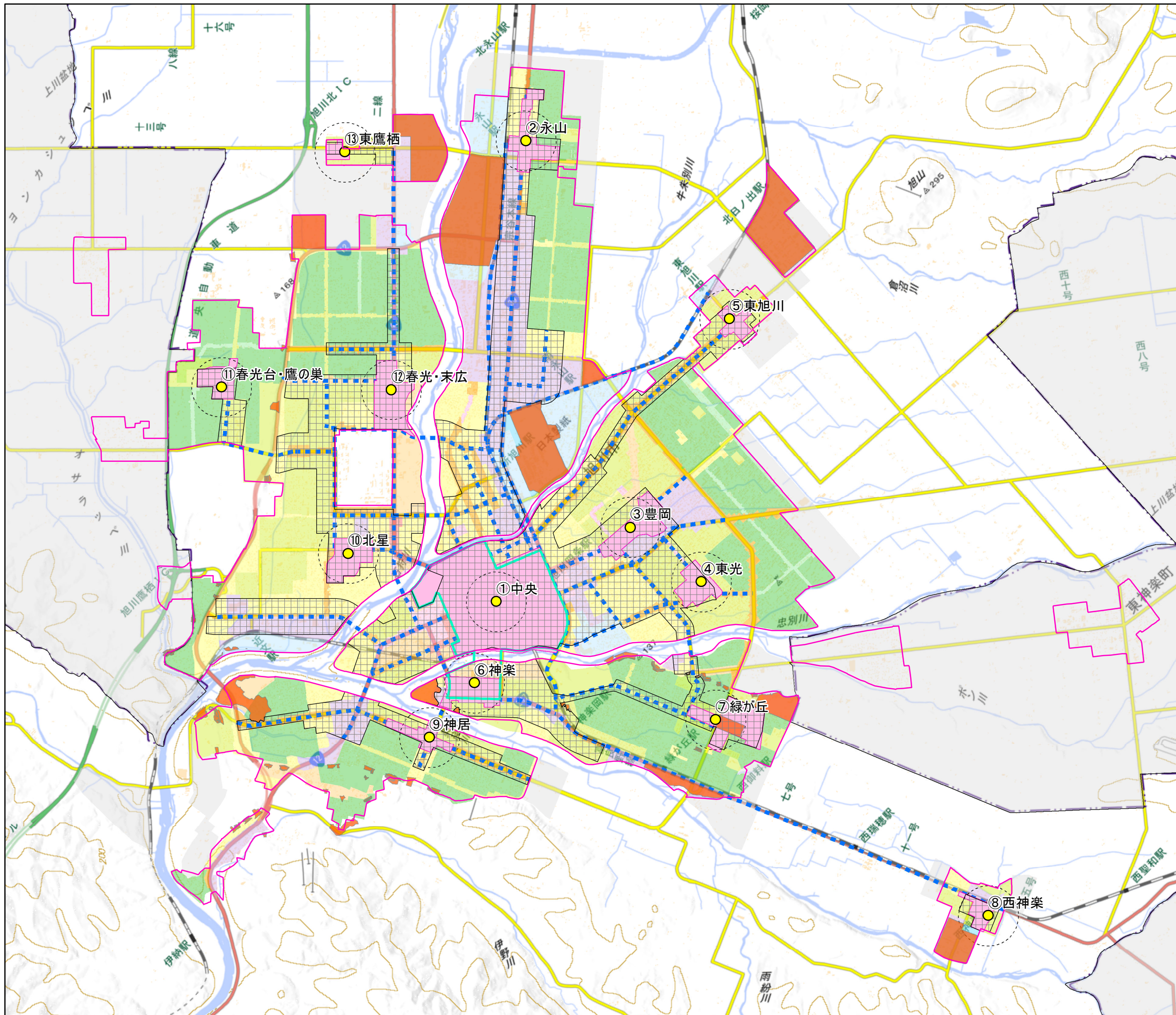
- 重要幹線・路線(案)の道路中心線から概ね300m
- ※原則として、全ての地域核拠点に繋がるように設定
- ※河川や公園、工業地等で分断される場合あり
- ※後背地が低層住宅地の場合は、含めない、または概ね100m
- 中心市街地及び都心環状線の内側
- 地域核拠点周辺
- 重要幹線・路線や地域核拠点等により囲まれた範囲で、狭小のものは区域に入れる。

凡例

- 市街化区域
- 地域核拠点
- 除外エリア
- 都市機能誘導区域(案)
- 居住誘導区域(案2)
- 重要幹線・路線(案)
- 中心市街地

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- にじみ出し区域
- 白地地域



1:60,000

